

定 款

ライト工業株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はライト工業株式会社と称し、英文ではRAITO KOGYO CO., LTD.と表示する。

(本店等の所在地)

第2条 当会社は本店を東京都千代田区に置き、その他必要な地に支店、営業所または出張所を置くことができる。

(目 的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築水道工事その他建設工事一切の請負
2. 築造物に対する吹付、注入、防水各工事の請負
3. 建設機械、建設資材の製造、販売及び輸出入
4. 不動産の売買、造成、賃貸借、仲介及び鑑定
5. 車両、事務用機器、建設機械等のリース事業
6. 建物、構築物及び土木工作物の保守管理、劣化・寿命・耐震等の診断及び評価
7. 廃棄物、建設汚泥・建設発生木材等の建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、資源化、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理及びコンサルティング
8. 環境計量証明事業に関する業務
9. 森林再開発、河川修復、植生護岸等の環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理及びコンサルティング

10. 工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピュータを利用した技術計算・図形処理等のソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売
11. 道路、上下水道、廃棄物処理施設その他の公共施設及びこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
12. 健康・医療施設、保養所等厚生施設、教育研修施設、倉庫、搬送センター、スポーツ施設、飲食店等の施設の保有、経営及びコンサルティング
13. 生ゴミ・油脂類・有機汚泥・発泡スチロール等の処理機、消臭機、空気・水等の浄化処理装置及び除菌殺菌装置等の販売並びに保守・点検業務
14. 園芸用品の製造及び販売、並びに農作物、種苗及び園芸植物の栽培、生産及び販売
15. 発電及び電気、熱、水素等エネルギーの供給、供給施設の販売及びこれらに関するコンサルティング業務
16. 損害保険代理業、生命保険募集に関する業務及び貸金業
17. 労働者派遣業
18. 食料品の製造、加工及び販売
19. 介護サービス事業
20. 情報通信システムを利用した通信販売業務及び販売促進に関する情報・資料の収集、企画及びダイレクトメールその他全ての広告及びP R業務
21. 建築物の設計・工事監理
22. 集合住宅・駐車場等の企画、開発、賃貸、媒介、販売
23. 前各号に附帯関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、198,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単 元 株 式 数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある場合に、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社に取締役15名以内を置く。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役の選定及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役社長は会社の業務を統轄する。
- 4 取締役副社長及び専務取締役、常務取締役は取締役社長を補佐して会社業務の処理にあたる。

(取締役会の権限、招集及び議長)

第21条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

- 2 取締役会は、取締役会長がこれを招集し議長となる。
- 3 取締役会長に事故があるとき、または取締役会長を置かないときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。
- 4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の4日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はさらにこの期間を短縮することができる。
- 5 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(社外取締役との責任限定契約)

第23条 当会社は、社外取締役（社外取締役であったものを含む。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第24条 当会社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第25条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役の選定)

- 第27条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の権限及び招集)

- 第28条 監査役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針その他監査役の職務の執行を決定する。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 3 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の4日前までに発する。ただし緊急を要する場合はさらにこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(社外監査役との責任限定契約)

- 第30条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任につき、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2024年6月27日改定